

○宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例

平成17年6月6日

条例第87号

改正 平成18年3月29日条例第18号

平成18年9月29日条例第42号

平成20年3月31日条例第9号

平成21年12月16日条例第28号

(題名改称)

平成21年12月16日条例第30号

平成22年6月28日条例第26号

平成25年2月22日条例第3号

平成27年2月18日条例第1号

(題名改称)

平成28年3月28日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(平21条例28・平27条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
(重度心身障害者(第4号に規定する重度心身障害者をいう。次号において同じ。)  
及びひとり親家庭の児童(宮古市ひとり親家庭等医療費給付規則(平成17年宮古市規則第88号)第3条第1項第1号及び第2号に規定する児童をいう。次号において同じ。)を除く。)
- (2) 小中学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(重度心身障害者及びひとり親家庭の児童を除く。)

- (3) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月末日までの者
- (4) 重度心身障害者 次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの
- イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの
- ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの
- エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害があると判定された者
- オ その他前アからエまでのいずれかと同程度の障害の状態である者として規則で定めるもの
- (5) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、現に次条に規定する受給者を監護しているもの
- (6) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (7) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証

(8) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

(9) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者（平18条例18・平18条例42・平20条例9・平21条例28・平22条例26・平25条例3・平27条例1・一部改正）

（受給者）

第3条 受給者は、乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 宮古市に住所を有する医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの。ただし、宮古市以外の市区町村が行う国民健康保険の被保険者及び岩手県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う被保険者であるものを除く。

(2) 宮古市に住所を有しない者で、国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により宮古市が行う国民健康保険の被保険者であること及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条又は第55条の2の規定により岩手県後期高齢者医療広域連合が行う被保険者であつて宮古市に住所を有していたと認められるものであること。

（平18条例18・平20条例9・平21条例28・平27条例1・一部改正）

（給付の額）

第4条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により当該受給者以外のものと一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定

した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 受給者が出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合

(2) 受給者及びその者の生計を主として維持している者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

3 入院に係る給付の額にあつては、前2項の規定により給付する額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

（平18条例42・平21条例28・平22条例26・平27条例1・一部改正）

（受給者証の交付申請）

第5条 この条例による給付を受けようとする者は、あらかじめ市長に対して、規則の定めるところにより、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

（平21条例28・平27条例1・一部改正）

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めるときは、その者に対し、規則の定めるところにより受給者証を交付するものとする。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、前条の規定により交付された受給者証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

（受給者証の提示）

第8条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とと

もに受給者証を提示するものとする。

(平20条例9・一部改正)

(給付の申請)

第9条 受給者等は、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払った上、市長に対して、この条例による給付の申請をするものとする。

(平20条例9・一部改正)

(給付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第4条の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。

(現物給付による助成)

第11条 市長は、前2条の規定にかかわらず、受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条の規定による額を給付せず、医療の現物給付を行うことができる。

- (1) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 妊産婦

(平28条例19・追加)

(届出の義務)

第12条 受給者等は、受給者証に記載されている事項その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平28条例19・旧第11条線下)

(給付の制限)

第13条 市長は、受給者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(平28条例19・旧第12条線下)

(受給権の保護)

第14条 この条例による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平28条例19・旧第13条線下)

(不正利得の返還)

第15条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による給付を受けた者がいるときは、その者から、既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平28条例19・旧第14条繰下)

(補則)

第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例19・旧第15条繰下)

附 則

1 この条例は、平成17年6月6日から施行し、同年6月の受療に係る給付から適用する。

2 この条例の施行の日の前に、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年宮古市条例第22号）、田老町乳幼児・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年田老町条例第23号）又は新里村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年新里村条例第18号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成17年6月前の受療に係る給付については、なお合併前の条例の例による。

4 平成21年12月31日（以下「編入の日の前日」という。）までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年川井村条例第22号。以下「編入前の川井村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平21条例30・追加)

5 編入の日の前日まで下閉伊郡川井村の村民であった者であって、引き続き宮古市の市民となったものの平成22年1月前の受療に係る給付については、なお編入前の川井村条例の例による。

(平21条例30・追加)

附 則（平成18年3月29日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第42号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月16日条例第28号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市乳幼児、小学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。
- 3 宮古市福祉医療資金貸付基金条例（平成17年宮古市条例第60号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年12月16日条例第30号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第26号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

ただし、表の2の項の改正部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月18日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(宮古市福祉医療資金貸付基金条例の一部改正)

- 3 宮古市福祉医療資金貸付基金条例（平成17年宮古市条例第60号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成28年3月28日条例第19号）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。